

長野県中学校体育連盟規約

第1章 名称および事務局

第1条 この連盟は、長野県中学校体育連盟（長野県中体連）という。

第2条 この連盟の事務局は、長野市立柳町中学校内におく。

第3条 この連盟の事務局には、事務局員（若干名）をおく。〔第4章役員の幹事になる〕必要に応じて、非常勤事務職員を置くことができる。（会長の委嘱）

第2章 目的および事業

第4条 この連盟は、長野県中学校生徒の健全な心身の育成、体力の増強および体育・スポーツ活動の振興を図り、もって中学教育の充実と発展に寄与することを目的とする。

第5条 この連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 中学校各種体育大会の開催
- 2 中学校体育に関する研究調査
- 3 中学校体育講習会の開催
- 4 中学校体育に関する諸団体との連絡提携
- 5 その他、この連盟の目的達成に必要な事業

第3章 組 織

第6条 この連盟は、県内各郡市単位の中学校体育連盟をもって組織し、四地区（東信・北信・中信・南信）に、地区中学校体育連盟をおく。

第7条 この連盟は、次の専門部をおく。

- | | | | |
|------------|------------|-------------|------------|
| 1. 陸上競技 | 2. 水 泳 | 3. バスケットボール | 4. サッカー |
| 5. ハンドボール | 6. 軟式野球 | 7. 体操競技 | 8. 新 体 操 |
| 9. バレーボール | 10. ソフトテニス | 11. 卓 球 | 12. バドミントン |
| 13. ソフトボール | 14. 柔 道 | 15. 剣 道 | 16. 相 撲 |
| 17. ス キ ー | 18. スケート | 19. アイスホッケー | 20. 研 究 |

第4章 役 員

第8条 この連盟には、次の役員をおく。

- | | | | | | |
|--------|---------------------|-------|------------------------|------|----|
| ◇会 長 | 1名 | ◇副会長 | 1名 | ◇理事長 | 1名 |
| ◇副理事長 | 2名 | ◇理事 | 各郡市 1名（ただし、長野上水内からは2名） | | |
| ◇評議員 | 各郡市 1名 | | | | |
| ◇監 事 | 2名 | ◇専門部長 | 各部 1名 | | |
| ◇専門部委員 | 各部 若干名（正副委員長各1名を含む） | ◇幹 事 | 若干名 | | |

第9条 この連盟に、評議員会の推薦により会長が委嘱する顧問をおくことができる。

第10条 役員は次の方法で選出する。

- 1, 会長は、評議員会において長野県中学校長会常任委員から推す。
- 2, 副会長・理事長・副理事長・監事は、評議員会で選出する。
- 3, 理事は、各郡市委員長またはそれに代わる者として各郡市中学校体育連盟において推薦された者がこれにあたる。
- 4, 評議員は、長野県中学校長代議員の中から選出する。
- 5, 専門部長は、理事の中から会長が委嘱する。研究部長は副理事長が兼務する。
- 6, 専門部委員は、各地区中学校体育連盟において推薦された者および、会長が必要と認め委嘱した者とする。
- 7, 専門部委員長・副委員長は、専門部委員の互選により各1名選出し、会長が委嘱する。
- 8, 幹事は、会長が委嘱する。

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1, 会長は、この連盟の代表として会務を統括する。
- 2, 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 3, 理事は、理事会を構成し次の事項を行う。
（1）評議員会の議決に基づき会務を執行する。

- (2) 規約の改廃、予算・決算、事業計画その他重要事項について審議する。
- 4, 理事長は、理事会を代表し業務執行を統括する。
- 5, 会長、副会長、理事長、副理事長は常任委員として常任委員会を構成し、急を要する事項や、会務の円滑な遂行のために必要な事項について審議し執行する。
- 6, 監事は、会計を監査する。
- 7, 評議員は、評議員会を構成し、次の事項を議決する。
- (1) 規約の制定ならびに改廃に関すること。
- (2) 副会長・理事長・副理事長・監事の選出に関すること。
- (3) 予算・決算に関すること。
- (4) 事業計画に関すること。
- (5) その他、重要事項に関すること。
- 8, 専門部長は、その部を代表し、専門部委員長は部長を補佐する。
- 9, 専門部委員は、専門部委員会を構成し、理事会の承認を得てその部の業務の企画・運営にあたる。
- 10, 幹事は、この連盟の事務をつかさどる。
- 第12条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会 議

- 第13条 この連盟の会議は、評議員会・理事会・常任委員会・専門部委員会とする。
- 第14条 会議は必要に応じて会長が招集する。ただし専門部委員会は、会長の承認を得て部長が招集することが出来る。会議の議長は会長が行う。専門部委員会は部長または専門部委員長が行う。
- 第15条 評議員会は、評議員の2分の1の出席をもって成立する。議決は多数決により可否。同数の場合は、議長の決定による。

第6章 会 計

- 第16条 この連盟の経費は、次に掲げるもので支弁する。
- 1, 負担金
- 2, 補助金、助成金
- 3, その他の収入
- 第17条 この連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

○付 則

- 第18条 この規約の改正は、評議員会の議決による。
- 第19条 この規約は、昭和40年4月1日より施行する。
- 昭和50年3月13日 一部改正
- 昭和55年4月22日 一部改正
- 昭和61年4月18日 一部改正
- 平成 2年4月17日 一部改正
- 平成 6年4月14日 一部改正
- 平成12年4月13日 一部改正
- 平成23年2月25日 一部改正
- 平成27年4月14日 一部改正
- 平成29年4月12日 一部改正

<長野県中学校体育連盟表彰に関する内規>

- 第1条 本連盟の役員で、被表彰者として推挙され、理事会において認められた場合、感謝状を贈り感謝の意を表す。
- 第2条 本内規によりがたい場合は、理事会において協議する。
- [選考基準]
- 1, 会長がその任を去るとき。
- 2, 副会長・理事長・副理事長・理事・幹事が2年以上在任し、その任を去るとき。
- 3, 専門部委員として7年以上、または専門部委員長・副委員長として5年以上在任した者が、その任を去るとき。